ではいきの市区大学

ボランティア墓集

●講座グループ

- →講座がスムーズに進行するためのお手伝いをしています。 活動内容は講座の準備・ビデオ撮影・資料配布・受講力 ードの回収などです。
- ●記録グループ
- →「はびきの市民大学」学生通信を年 2 回発行しています。 講師や受講生へのインタビューも行います。
- ●情報グループ
- → LIC はびきの 2 階の学習情報室で、来訪者への各種案内 をしています。また、機材の貸し出しやパンフレットの 補充・講義ビデオの録画ダビングなどを担当しています。

はびきの市民大学を職員と一緒になって支える「市民スタッフ」というボランティアさんを募集しています。 詳しくは、はびきの市民大学事務室 (072-950-5503) までご連絡ください。

●介助グループ

→小さいお子さんをお持ちの方や身体介助の必要な方、 そんな方のために安心して市民大学を利用して頂ける ように、介助を担当しています。

☆希望される時間や曜日はご相談ください☆

≪はびきの市民大学≫

〒 583-0854 羽曳野市軽里 1-1-1 LIC はびきの内 TEL 072-950-5503 / FAX 072-950-5650 E-mail shimindaigaku@minorinosato.com

災害等緊急時の水道水 の安定供給に向けて

~藤井寺市とは2カ所目となる 『緊急連絡管』を接続~

羽曳野市水道局では、災害などの緊急時に市の中部地域の給水強化および給水拠点として、藤井寺市と相互に応援給水するための『緊急連絡管』を接続し、3月26日に竣工しました。

これは平成20年8月20日に交わされた『緊急連絡管に関する協定』に基づくもので、災害等緊急時に近隣市町村が相互に連携して水道水の安定供給を図る目的で行われたもので、松原市・太子町に次いで藤井寺市とは2カ所目となります。

《緊急連絡管設置場所》

羽曳野市軽里3丁目地内 (藤井寺市青山2丁目)

下水道使用料の改定(値上げ)についてのお知らせとお願い

下水道は、衛生的で快適な生活環境を確保することや川や海などの水質保全のために必要なものです。現在、羽曳野市の下水道整備は皆様のご理解とご協力のもと約75%まで進めることができました。また、下水道の普及促進のため供用開始以来21年間、人件費をはじめ経費の削減に努め、下水道使用料の値上げをせず運営してまいりましたが、現在の使用料収入では経費をまかないきれないため市税で補っていることだけでなく、下水道を使用されていない人たちとの公平性が保たれていない状況でもあります。

今後も、一層の経費の削減に努めてまいりますが、下水道普及に伴い増加する施設の維持管理費や借入金の返済等により財政状況はますます厳しくなるものと見込まれます。このような状況を改善し、下水道事業の経営健全化を図るため、平成21年12月議会において平成22年10月1日から3カ年にわたり段階的な使用料の改定(値上げ)について可決されました。

皆様には、ご負担をおかけすることとなりますが、効率的な事業運営に努めてまいりますので、ご理解とご協力をよろしくお願いします。

○ 1 カ月当たりの新旧料金表 (消費税抜き) (単位:円) [一般用]

【浴場用】

水 量 (汚水排除量)		基本料金	超過料金(1 ㎡につき)							1 ㎡につき
		$0\sim 8~\text{m}^3$	\sim 10 m $^{\rm a}$	\sim 20 m $^{\rm a}$	\sim 40 m $^{\rm s}$	$\sim 100 \text{ m}^3$	\sim 500 m $^{\circ}$	~ 1,000 m²	1,001 m~	Tillic Je
現 行		550	75	90	115	150	185	210	215	16
H 22年10月1日	より	599	81	98	125	163	201	228	234	17
H 23年10月1日	より	649	88	106	135	177	218	247	253	18
H 24年10月1日	より	698	95	114	146	190	234	266	273	20

○主な水量の1カ月当たりの下水道使用料の新旧比較(消費税込み)(単位:円)

水量	下 水 道 使 用 料					
(汚水排除量)	10 m³	20 m³	30 m³	40 m³		
現 行	735	1,680	2,887	4,095		
H 22年10月1日より	799	1,828	3,140	4,453		
H 23年10月1日より	866	1,979	3,396	4,814		
H 24年10月1日より	932	2,129	3,662	5,195		

平成 22 年 10 月 1 日より、 下水道使用料を改定いた しますので、ご理解とご 協力をお願いします。

○水量 (汚水排除量) の決め方

- ■水道水を使用する場合:水道水の使用水量を汚水排除量とします
- ■水道水以外(井戸水等)を使用する場合:利用状況等により市が別途認定し水道水の使用水量と合算します。

平成22年度•新規採用職員紹介



生まれ育ったこの羽曳野の ために全身全霊、魂を込め て職務を執行していきます。 地域包括支援室 松田 宏之



「全ては羽曳野市のために、 羽曳野市民のために」をス ローガンにがんばります。 建築指導課

渡瀬 尚紀



市民の皆様にとって、より 居心地の良い街になるよう 一生懸命がんばります。

歌冊がんはりまり 政策推進課 池田 洋平



羽曳野市が住みよい街となる よう、これからの街づくりに 一生懸命がんばります。

高年介護課 細田 健一郎



市民の皆様の身近な存在と なれるように、毎日、笑顔 でがんばります。

市民課 戸谷 泰子